

○財務省告示第三百三十五号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年十月十日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年十一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百八十四回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項
三 振替法の適
用等
四 発行方法

社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		払込		発		方募	
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I
面	金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金	金
千		万	二	万	三		
万		八	千	五	兆	額	千
円		千	六	千	二	面	額
		百	百	四	千	金	面
		九	百	百	三	額	金
		十	一	億	百	で	で
		億	九	億	六	二	三
		千	七	千	千	千	兆
		百	百	百	九	六	二
		三	十	十	十	百	千
		十				九	三
						十二	億
						億	三

「国債市場特別参加者・第I非
 価格競争入札発行」という。」

各申込みの範囲内において各申
 出の金額を順位の高い
 当てる。そのうち応募額を
 各国債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内におい
 て各申込みの応募額を割
 り当てる。

金額で三兆二千三百七億三
 千九百九十二億九千九百
 九十兆円

金額で三兆二千三百六十九
 億九千九百九十兆円

九	十	十	口	十二	十三	十四	十五	十六	振替単位	発行日	発行価格	国債市場	競争入札発行	償還期限	償還金額	場所参加	者参加	払込期日	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額と	額の整数倍の金額によるものと	す。平成二十六年十月十日	平成二十七年四月十日	ただし、償還期が銀行休業日に	償還金を支払う。その翌営業日に	日本銀行額百円につき百円	財務大臣から通知を受けた者	平成二十六年十月十日
---	---	---	---	----	----	----	----	----	------	-----	------	------	--------	------	------	------	-----	------	----------------	---------------	----------------	--------------	------------	----------------	-----------------	--------------	---------------	------------